

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成18年12月13日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年1月12日から同年2月1日まで縦覧に供する。

平成19年1月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市大野原町萩原土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大造地区	観音寺市大野原支所建設経済課
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）田野々地区	〃
三豊郡大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）大谷池地区	〃
観音寺市大野原町花稻土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大末地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）東新海地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）花稻北地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）すみ池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）切戸地区	〃